

所得税法等の一部を改正する法律

(平成一五年三月三十一日法律第八号)

一、提案理由(平成一五年二月二一日・衆議院財務金融委員会)

○塩川国務大臣　ただいま議題となりました平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、現下の経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、国税に関する制度全般にわたり所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法人税について、我が国産業の競争力強化のため、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び情報通信機器等に係る投資促進税制を創設するほか、中小企業技術基盤強化税制の拡充等を行うこととしております。

第二に、相続税、贈与税について、次世代への資産移転の円滑化に資するため相続時精算課税制度を創設するほか、税率構造の見直し等を行うこととしております。

第三に、金融・証券税制について、貯蓄から投資への改革に資するため、上場株式の配当及び譲渡所得等に対する税率を軽減する特例制度の創設、上場株式の配当所得に係る申告不要制度の拡充等を行うこととしております。

第四に、土地・住宅税制について、土地の有効利用の促進に資するため、不動産に係る登録免許税の負担の軽減を図るほか、税率格差の是正など同税の全般的な見直しを行うこととしております。

第五に、所得税について、人的控除の簡素化等の観点から、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除を廃止することとしております。

第六に、消費税に対する信頼性、透明性を向上させるため、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用上限の引き下げ等の改正を行うほか、消費税の額を含めた価格表示の義務づけを行うこととしております。

その他、酒類間の税負担格差の縮小、たばこ税の税率の引き上げなどの措置を講ずるほか、既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

以上が、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一五年三月四日)

○小坂憲次君　ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築しようとするものであります。

その概要を申し上げますと、法人税制として試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設等を、相続税・贈与税について相続時精算課税制度の創設等を、金融・証券税制として上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する税率を軽減する特例制度の創設等を、土地・住宅税制として不動産に係る登録免許税の負担の軽減等を、所得税について配偶者控除に上乘せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止等を、消費税について事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用上限の引き下げ等を行うとともに、租税特別措置について所要の措置を講ずることとするものであります。

両案は、去る二月十四日当委員会に付託され、同月二十一日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、昨日質疑を終局いたしましたところ、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、生方幸夫君外一名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されました。次いで、修正案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一五年三月三日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一　財政の持続可能性に対する懸念に対して、中長期的な財政構造健全化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを行い、持続的経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一　租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。
- 一　納税者数・滞納状況等の納税環境の変動、業務の一層の複雑化・高度情報化・国際化、更には滞納整理等に伴う事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配意し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の一層の機械化促進に特段の努力を行うこと。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一五年三月二八日）

○柳田稔君 ただいま議題となりました四法案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、最近における経済財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、研究開発減税、設備投資減税の集中と重点化、相続税、贈与税の一体化及び税率の引下げ、配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せされる部分の廃止、消費税の事業者免税点制度等の適用上限の引下げ、酒税及びたばこ税の見直し、その他所要の措置を一体として講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法案を一括して議題とし、プライマリーバランスの黒字化の見通し、大量の国債消化の見通しと今後の対応、抜本的な税制改革の目指す方向、事業者免税点制度の適用上限の引下げの影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

両法案につきましては、質疑を終了しましたところ、所得税法等改正案に対し、民主党・新緑風会を代表して峰崎直樹委員より、消費税総額表示の義務規定並びに酒税及びたばこ税の増税規定を削除すること等を内容とする修正案が提出されました。

これに伴い、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣の意見を聴取いたしましたところ、修正案に反対である旨の意見が開陳されました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して勝木健司委員より、両原案に反対し、修正案に賛成、日本共産党を代表して池田幹幸委員及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の平野達男委員より、両原案及び修正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、修正案は否決され、両法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、所得税法等の改正案に対し附帯決議が付されております。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一五年三月二六日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方

についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

- 一 特定非営利活動法人に対する寄附金税制については、社会的に重要性を増している非営利活動を促進するという趣旨等にかんがみ、今後の検討に当たっても、その実態等を十分踏まえること。
 - 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
 - 一 急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、機構の充実、職場環境の整備及び事務に関する一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。
- 右決議する。